

平成25年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン（鉛筆は不可）またはボールペンを使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、=線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定及び判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの、又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社の種類及び性質について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 公開会社とは定款により、全部の株式の譲渡を制限していない株式会社のみである。
2. 大会社は、貸借対照表上の資本金額のみにより判断される。
3. 最高裁判所の判例によれば、株式会社による政治献金は一切認められない。
4. 持分会社に含まれるのは、合名会社、合资会社、合同会社の3つである。
5. 委員会設置会社の委員会の委員は、全て社外取締役から構成されなければならない。

第2問 株式及び株主等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主の責任は、その有する株式の引受価額が限度となる。
2. すべての株式会社は設立後遅滞なく、株券を発行しなければならない。
3. 最高裁判所の判例によれば、従業員持株制度に基づく会社と株主との間の株式譲渡に関する契約は有効である。
4. 株式会社では、子会社の計算による株主の権利行使に関する利益供与も禁止されている。
5. 新株予約権は有償だけでなく、無償でも発行できる。

第3問 株主総会について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株主総会の招集通知は、原則として2週間前に発しなければならない。
2. 株主はあらゆる事項について、株主総会の提案権を行使できる。
3. 株式会社は、自己株式についても、議決権を行使できる。

4. すべての株式会社の株主総会においては、書面又は電磁的方法により議決権を行使できる。
5. 株主総会の決議取消しの訴えには、提訴期間の制限はない。

第4問 株式会社の機関について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 監査役会を設置する株式会社には、取締役会を置かなければならない。
2. 取締役会を設置する株式会社は、委員会設置会社を除き、原則として監査役を置く必要がある。
3. 会計監査人を設置する株式会社は、委員会設置会社を除き、監査役を置かなければならない。
4. 委員会設置会社であっても、任意に監査役を置くことは可能である。
5. 役員及び会計監査人は、いつでも株主総会の決議によって解任できる。

第5問 取締役・代表取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の取締役は、成年被後見人であってもなることができる。
2. 取締役の競業取引違反の行為の効力は、有効であると解されている。
3. 最高裁判所の判例によれば、取締役と会社との間の利益相反取引の効力は、絶対的に無効である。
4. 株式会社の取締役の報酬等は、すべて相当とする理由を株主総会で説明しなければならない。
5. 代表取締役は、裁判外の行為の権限を有するが、裁判上の行為をする権限までは有しない。

第6問 取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（委員会設置会社は除く）。

1. 取締役会は、3人以上の取締役から構成しなければならない。
2. 取締役会は多額の借財の決定について、個々の取締役に委任することができない。

い。

3. 取締役会の招集通知は原則として、1週間前に発しなければならない。
4. 取締役会の決議や報告は、省略することはできない。
5. 取締役会の議事録については、取締役会の日から10年間その本店に備え置くことが義務付けられている。

第7問 監査役及び会計監査人等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の監査役は、弁護士でなければならない。
2. 監査役の任期は、公開会社又は非公開会社とを問わず、最長4年である。
3. 会計参与には、一定の期間における計算書類等の備置きの義務が課されている。
4. 会計監査人は、公認会計士又は税理士でなければならない。
5. 会計監査人が不正を発見したときは、必ず株主総会に報告する義務を負う。

第8問 株式会社の計算及び社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の計算書類とは、貸借対照表、損益計算書その他法務省令で定めるものである。
2. 株式会社は、定時株主総会終結後遅滞なく、貸借対照表を公告することが義務付けられている。
3. 大会社であって有価証券報告書提出義務を負うものは、連結計算書類を作成しなければならない。
4. 資本金の額を減少するときは、原則として株主総会の特別決議が必要である。
5. 社債管理者の資格は、証券会社に限定されている。

第9問 会社の組織再編について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 合併は、株式会社以外の会社も行うことができる。
2. 株式会社が合併をする場合、株主総会の承認を省略することは一切できない。
3. 会社の合併で債権者が異議を述べると、例外なく弁済又は担保の提供等をする

ことが義務付けられている。

4. 会社分割をすることができるのは、株式会社に限定されている。
5. 株式交換及び株式移転は、ともに発行済株式の過半数を取得させる手続であり、すべての株式を対象とする必要はない。

第10問 持分会社の設立及び管理等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 持分会社の定款には、社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別を記載しなければならない。
2. 持分会社の業務を執行する社員の競業は禁止（制限）されている。
3. 合同会社は他の持分会社とは異なり、利益の配当や出資の払戻し等が制限されている。
4. 持分会社の定款の変更には、原則として無限責任社員の同意のみがあれば足りる。
5. 持分会社も社債を発行することができる。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

委員会設置会社とは、指名委員会、() 及び報酬委員会を置く株式会社をいう。

1. 訴訟委員会
2. 倫理委員会
3. 経営委員会
4. 監査委員会
5. 独立委員会

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社の資本金の額は、原則として、() となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額である。

1. 取締役

- 2. 執行役
- 3. 監査役
- 4. 債権者
- 5. 株主

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

取締役会設置会社の代表取締役は、()に1回以上、職務執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

- 1. 1か月
- 2. 2か月
- 3. 3か月
- 4. 6か月
- 5. 1年

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

会計参与は、()若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならぬ。

- 1. 公認会計士
- 2. 弁護士
- 3. 司法書士
- 4. 行政書士
- 5. 弁理士

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

会社の吸収合併の無効の訴えは、効力発生日から()以内に提起しなければならない。

- 1. 3か月
- 2. 6か月
- 3. 1年

4. 2年

5. 3年

【民事訴訟法】

問1 管轄に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 財産権上の訴えは、義務履行地の裁判所に提起することができる。
- 2 手形金の支払を求める訴えは、手形の支払地の裁判所に提起することができる。
- 3 不法行為に関する訴えは、不法行為地の裁判所に提起することができる。
- 4 登記に関する訴えは、登記をすべき地の裁判所に提起することができる。
- 5 相続権に関する訴えは、相続開始の時における相続人の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

問2 次の訴えのうち、形成訴訟ではないものを1つ選びなさい。

- 1 不作為請求の訴え
- 2 認知の訴え
- 3 合併無効の訴え
- 4 共有物分割の訴え
- 5 会社の設立無効の訴え

問3 次のうち、訴状の必要的記載事項ではないものを1つ選びなさい。

- 1 請求の趣旨
- 2 請求の原因
- 3 請求を理由づける事実
- 4 当事者
- 5 法定代理人

問4 次の事項のうち、地方裁判所における訴訟代理人が特別な委任を受けなくとも
することができるものを2つ選びなさい。

- 1 訴訟上の和解
- 2 控訴の提起
- 3 強制執行
- 4 相殺

5 復代理人の選任

- 問5 弁論準備手続に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。
- 1 弁論準備手続は、当事者の一方でも反対すれば、実施することはできない。
 - 2 弁論準備手続は公開する必要はない。
 - 3 弁論準備手続においては、争点や証拠の整理に必要であれば、文書の証拠調べや当事者本人の尋問をすることができる。
 - 4 弁論準備手続を行う裁判所は、訴訟関係を明瞭にするために必要があるときは、訴訟代理人があるときであっても、当事者本人の出頭を命ずることができる。
 - 5 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているなどの事情によって相当と認めるときは、当事者双方が裁判所に出頭していなくとも、両当事者と裁判所とが同時に通話することができる装置によって、弁論準備手続期日の手続を進めることができる。
- 問6 次の記述のうち、当事者の主張の要否について正しいものを2つ選びなさい。
- 1 同時履行の抗弁の基礎となる事実が当事者の主張に現れており、かつ、証拠上認めることができれば、裁判所は引換給付判決をする。
 - 2 原告と被告とが互いに甲土地を訴外乙から買ったのは自分であると主張して争っている所有権確認請求訴訟において、裁判所は、当事者からのその旨の主張がなくとも、甲土地を乙から買ったのは丙であるとして請求棄却判決をすることができる。
 - 3 当事者が過失相殺すべきとの主張をしなくとも、基礎となる事実が当事者の主張に現れており、かつ、証拠上認めることができれば、裁判所は過失相殺をすることができる。
 - 4 公知の主要事実は、当事者からの主張がなくとも、裁判所は判決の基礎にすることができる。
 - 5 訴えの利益の存否が不明であっても、被告がその点を問題にしない場合には、裁判所は請求認容判決をすることができる。

問7 次の場合のうち、責問権の放棄・喪失によって訴訟手続の瑕疵が治癒されないものを1つ選びなさい。

- 1 口頭弁論期日の呼出しがなかった場合
- 2 法定代理人を証人尋問の方式で尋問した場合
- 3 地方裁判所に口頭で訴えを提起した場合
- 4 訴訟手続の中止中に証人尋問がなされた場合
- 5 裁判官の交代があったにもかかわらず、弁論の更新なしに新裁判官が判決をした場合

問8 当事者尋問に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 当事者本人を尋問する場合、その当事者本人が正当な理由なく出頭しないときは勾引することができる。
- 2 当事者本人の法定代理人を尋問するときは、当事者本人の尋問に関する規定に従って行われる。
- 3 証人及び当事者本人の尋問を行うときは、まず証人尋問を先に実施するが、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、当事者本人の尋問を先に行うことができる。
- 4 当事者は、自己の当事者本人の尋問を申し立てることができるほか、相手方当事者本人の尋問を申し立てることもできる。
- 5 裁判所は、職権で、当事者本人を尋問することができる。

問9 証明と疎明に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 疎明のための証拠方法には人証も含まれる。
- 2 証明と疎明とでは、要求される心証の程度が異なる。
- 3 主要事実を立証するためには証明が必要であるが、間接事実を立証するためには疎明で足りる。
- 4 訴訟要件に関する抗弁の一つである仲裁合意の立証には、証明が必要である。
- 5 疎明も、民事訴訟法の定める証拠調べの手続に従う必要がある。

問10 訴えの取下げに関する以下の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 人事訴訟では処分権主義が制限されるため、訴えの取下げは許されない。
- 2 契約の相手方の代理人の代理権が否定される場合に備え、原告が相手方本人とその代理人を共同被告とする訴えを提起し、同時審判の申出をした場合、一方にに対する訴えのみを取り下げることができる。
- 3 被告が訴えの却下を求める準備書面を提出した後に原告が訴えを取り下げるには、被告の同意を得る必要がある。
- 4 控訴審の口頭弁論の期日に当事者双方が出頭せず、その後、1ヶ月以内に期日指定の申立てもしなかった場合、第1審原告が訴えを取り下げるものとみなされる。
- 5 判決言い渡しの後でも、判決が確定するまでの間なら訴えを取り下げることができる。

問11 判決に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 当事者が主張した主要事実であっても、それが請求を明らかにするものでなく、また主文が正当であることを示すために必要な事実でもなければ、判決書に摘要しなくてもよい。
- 2 受訴裁判所が合議体である場合、判決についての評議が終了した後に、評決に関与した裁判官の一部が判決書に署名押印することができなくなっていても、判決の成立は妨げられない。
- 3 被告が口頭弁論期日において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御方法も提出しないことから原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないでできる。
- 4 判決に法令違反があるときは、裁判所は、いつでも更正決定をすることができる。
- 5 請求の一部について判断を脱漏した判決に対して控訴が提起された後でも、第1審裁判所は、脱漏部分について追加判決をすることができる。

問12 相殺の抗弁に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 相殺の抗弁で請求棄却判決を得た被告には、控訴の利益がある。

- 2 相殺の抗弁は、訴えの提起ではなく抗弁にとどまるが、重複訴訟禁止に触れる可能性がある。
- 3 相殺の抗弁を認め、原告の請求棄却判決が確定した場合、相殺に供した自働債権の不存在について既判力が生じる。
- 4 相殺の抗弁を排斥し、原告の請求認容判決が確定した場合、相殺に供した自働債権の不存在について既判力が生じる。
- 5 裁判所の審理の順序は当事者の主張には拘束されないので、相殺の抗弁が予備的に主張された場合でも、その成否の判断は、常に審理の最後に判断しなければならないということはない。

問13 訴訟承継に関する以下の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 参加承継においては参加があれば被承継人は相手方の承認を得ずに訴訟から脱退できるが、引受承継においては引受決定がされても、被承継人が訴訟から脱退するには相手方の承諾が必要である。
- 2 参加承継の場合、承継人は独立当事者参加の方式で参加の申出をすることから、常に、相手方と被承継人の双方に対して請求を立てなければならない。
- 3 被承継人の相手方は、承継人に対して、承継したものが義務であっても権利であっても、訴訟引受けの申し立てをすることができるが、その申立ての時期は事実審の口頭弁論終結前に限られる。
- 4 参加承継後の訴訟の審理は必要的共同訴訟の手続によるため、弁論の分離や一部判決をすることは許されない。
- 5 引受承継後の訴訟の審理は通常共同訴訟と同様の手続によるが、弁論の分離や一部判決をすることは許されない。

問14 上訴に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 上告裁判所は、上告状その他の書類により、上告に理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。
- 2 中間判決に対しては、中間の争いを早期に解決するため、独立に控訴を提起することができる。

- 3 最高裁判所に対する上告は、憲法違反または最高裁判所判例違反を理由とする場合に限って、することができる。
- 4 控訴の提起は、控訴状を第1審裁判所または控訴裁判所に提出してしなければならない。
- 5 控訴人は終局判決があるまでは控訴を取り下げることができるが、被控訴人が附帯控訴をしている場合には、控訴の取下げには被控訴人の同意を得る必要がある。

問15 異議に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 裁判長の釈明権行使に対して不服のある当事者は、受訴裁判所に対して異議を申し立てることができる。
- 2 支払督促に対して適法な異議の申立てがあった場合、第1審裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。
- 3 少額訴訟の終局判決に対して不服のある当事者は、異議を申し立てができるが、控訴を申し立てることはできない。
- 4 手形訴訟の認容判決に対して不服のある当事者は、異議を申し立てができる、その場合、事件は控訴審に係属することになる。
- 5 裁判所書記官の処分に対する異議は、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

【刑事訴訟法】

【No. 1】 現行のわが国の刑事訴訟制度における弁護人について正しいものを 1 つ選べ（2 点）。

- (1) 被告人の兄弟姉妹は独立して弁護人を選任できない。
- (2) 裁判所は被告人または被疑者の弁護人の数を制限することはできない。
- (3) 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第 1 審においては、その効力を有しない。
- (4) 弁護人は、いかなる場合にも、独立して訴訟行為をすることができる。
- (5) 公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

【No. 2】 現行のわが国の刑事訴訟制度において採用されている公判手続に関する原理・原則を 1 つ選べ（2 点）。

- (1) 職権主義
- (2) 弁論主義
- (3) 法定証拠主義
- (4) 被害者訴追主義
- (5) 形式的真実主義

【No. 3】 最高裁判所の判例において、警察官職務執行法 2 条 1 項に基づき警察官が行うことができるものを 1 つ選べ。警察官職務執行法は本問冊子の末尾を参照のこと（2 点）。

- (1) 身柄拘束
- (2) 通信傍受
- (3) ポリグラフ検査
- (4) 領置
- (5) 所持品検査

【No. 4】 以下の a ないし i の捜査活動のうち、それらの法的性格が任意処分とするものを「甲」グループとし、強制処分とするものを「乙」とグループ分けした場合の組合せにつき、正しいものを 1 つ選べ。但し、学説及び判例が対立している場合には、最高裁判所の判例に従うものとする（3 点）。

- a. 司法巡査が覚せい剤の売人に購入者を装って接触して現行犯逮捕等するおとり捜査
- b. コンビニエンスストアで被疑者が窃盗を行っているまさにその場面のビデオ撮影
- c. 留守中に空き巣に入られた家の近くに居住する住民に犯罪発生後直ちに窃盗犯人について聞くこと
- d. 覚せい剤取引に使われている携帯電話の通話内容の傍受
- e. 殺人事件の目撃者に対する参考人取調べ
- f. 強盗事件の発生後直ちに行われた深夜11時からの被疑者取調べ
- g. 被疑者の氏名・本籍等を市役所に照会すること
- h. 深夜 3 時に強盗犯人を緊急逮捕すること
- i. 令状により逮捕された被疑者の勾留請求

- (1) 甲： a. b. c. d. 乙： e. f. g. h. i.
- (2) 甲： a. b. c. e. 乙： d. f. g. h. i.
- (3) 甲： a. b. c. e. f. g. 乙： d. h. i.
- (4) 甲： c. e. g. h. 乙： a. b. d. f. i.
- (5) 甲： d. e. f. g. i. 乙： a. b. c. h.

【No. 5】 Aは、平成24年9月15日午後1時20分頃、東京都荒川区□□町×-×-×路上において、刃渡り23センチのナイフで、Bの腹部を刺し、Bを失血死させた。その後、Aは、翌16日午前10時45分に、自身が寝泊りしている上野公園敷地内において、通常逮捕された。以上の事実を前提とした上で、Aに対する手続につき、正しいものを 1 つ選べ（3 点）。

- (1) 司法巡査はAを逮捕する際に逮捕状を所持していなかったため、Aを引致すべき場所であるC警察署に引致することはできないから、AをC警察署に任意同行しなければならない。
- (2) 司法巡査はAを逮捕した現場で、Aに対して被疑事実を告知し、弁解の機会を

付与した。

- (3) 司法警察員は、17日午前12時30分に、Aの身柄を検察官に送致する手続を探った。
- (4) Aの送致を受けた検察官は、捜査の結果、被疑者を留置する必要があると思料したので、Aを逮捕中のまま平成24年10月20日午前10時45分に、Aの勾留請求をした。
- (5) Aの送致を受けた検察官は、10月10日に、Aを勾留中のまま、公訴を提起した。

【No. 6】以下の文章は、ある最高裁判所の判文である（最大判平成11・3・24民集53・3・514）。この判文及びその前後の判例を前提とした場合に、以下の記述のうち、正しいものを1つ選べ（3点）。

「1 憲法34条前段は、『何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。』と定める。この弁護人に依頼する権利は、身体の拘束を受けている被疑者が、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり、人身の自由を回復するための手段を講じたりするなど自己の自由と権利を守るために弁護人から援助を受けられるようにすることを目的とするものである。したがって、右規定は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないというにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべきである。

刑訴法39条1項が、『身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあっては、第31条第2項の許可があった後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。』として、被疑者と弁護人等との接見交通権を規定しているのは、憲法34条の右の趣旨にのっとり、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、その意味で、刑訴法の右規定は、憲法の保障に由来するものであるということができる

(最高裁昭和49（オ）第1088号同53年7月10日第1小法廷判決・民集32巻5号820頁、最高裁昭和58（オ）第379号、第381号平成3年5月10日第3小法廷判決・民集45巻5号919頁、最高裁昭和61（オ）第851号平成3年5月31日第2小法廷判決・裁判集民事163号47頁参照)。

2 もっとも、憲法は、刑罰権の発動ないし刑罰権発動のための捜査権の行使が国家の権能であることを当然の前提とするものであるから、被疑者と弁護人等との接見交通権が憲法の保障に由来するからといって、これが刑罰権ないし捜査権に絶対的に優先するような性質のものということはできない。そして、捜査権を行使するためには、身体を拘束して被疑者を取り調べる必要が生ずることもあるが、憲法はこのような取調べを否定するものではないから、接見交通権の行使と捜査権の行使との間に合理的な調整を図らなければならない。憲法34条は、身体の拘束を受けている被疑者に対して弁護人から援助を受ける機会を持つことを保障するという趣旨が実質的に損なわれない限りにおいて、法律に右の調整の規定を設けることを否定するものではないというべきである。」

- (1) 憲法34条にいう弁護権は、身柄拘束を受けた被疑者及び被告人に、弁護人を選任する権利のみを保障しているのであって、弁護人になろうとする者との接見までも保障するものではない。
- (2) 憲法34条にいう弁護権は、身柄拘束をされている被疑者の状況に鑑みて弁護権を保障するという重要性を前提としているから、いかなる理由であれ、身柄を拘束されている被疑者と弁護人との接見を制限することは許されない。
- (3) 弁護人が殺人罪で勾留されている被疑者との接見を求めたところ、被疑者が実況見分を行うために殺人事件の現場に出向いており、直ちに接見を行うことができなかつた場合、その弁護人の固有の弁護権が侵害されたということができる。
- (4) 弁護人が殺人罪で勾留されている被疑者との接見を求めたところ、被疑者が殺人事件の現場に出向いて検証が行われており、直ちに接見を行うことができなかつた場合、捜査機関は、被疑者とその弁護人がその検証処分の後に接見できるようにするために配慮する義務を負う。
- (5) 警察官の任意同行・任意取調べの求めに応じて警察署において取調べを受けて

いる被疑者がいる警察署に、被疑者の両親から依頼を受けた弁護士が接見を申し出た場合には、その被疑者は未だ身柄を拘束されていないことから、本判文の法理を適用することはできず、接見の申出を受けた捜査機関は、取調べの終了後に、被疑者に弁護人が接見を申し出た旨を伝えれば足りる。

【No. 7】 司法警察員Aらは、覚せい剤取締法違反（有償譲渡）の被疑事実で逮捕したBを取調べていたところ、平成24年9月11日午前2時15分頃、東京都新宿区□□町×－×－×路上において、Cに覚せい剤約20グラムを有償で譲渡し、その後Cは近くのトイレで注射器を用いて覚せい剤を自己使用していたとする旨の供述を得た。そこで、Aは、Cが覚せい剤を自己使用したかどうかを調べるために、裁判官に対して、Cの尿を強制的に採取することを許可する内容の令状（以下、本問では「本件令状」とする）の発付を請求したところ、同月13日午前10時30分、本件令状が発付された。以上の事実を前提とした上で、その後の手続につき、正しいものを1つ選べ。但し、最高裁判所の判例がある場合には、最高裁判所の判例に従うものとする。刑事訴訟法は本問冊子の末尾を参照のこと（3点）。

- (1) Aは鑑定処分許可状の発付請求をした。
- (2) Aは身体検査令状の発付請求をした。
- (3) Aらは本件令状を持参しC宅に向かったところ、たまたま自宅から外出しようとしたCと鉢合わせになり、Cが逃げ出したが、本件令状の内容は強制的に被疑者から尿を採取することのみであるものの、採尿場所まで連行できることを本件令状それ自体は許可しているので、その身柄を確保し抵抗するCを採尿場所まで連行し、強制採尿を実施する限度で一定の有形力を行使することができる。
- (4) 本件令状をBに呈示したところ、被告人が尿を任意提出しようとしたが、Aらは本件令状は裁判官の命令状であるとして、Bの意に反して、強制採尿を実施した。
- (5) 本件令状に基づき、D医師がカテーテルを用いてCから強制的に尿を採取し、科学警察研究所の技師Eがその尿中から覚せい剤成分を検出した。技師Eの日常の業務は尿中に覚せい剤成分が含まれているかを検査することであったことから、

この鑑定書の証拠能力は、通常の業務の過程で作成した書類であり、刑事訴訟法323条2号により認められる。

【No. 8】 司法警察員Aらは、既に覚せい剤取締法違反（自己使用）の前科3犯のあるBに対する捜査を行っていたところ、平成24年9月15日、東京地方裁判所より、捜索場所を「東京都足立区□□町×-×-×△△マンションB方居室205号室」とし、差し押さるべき物を「覚せい剤、覚せい剤使用器具類、覚せい剤計量器具類、覚せい剤分包紙袋類、覚せい剤取引関係文書・手帳・メモ類等」とする捜索差押許可状（以下、本問では「本件令状」とする）が発付された。そこで、Aらは本件令状を持参し、B方に向かい、捜索を行った。以上の事実を前提とした上で、司法警察員Aらが本件令状に基づいて行うことが許されるものを1つ選べ。但し、最高裁判所の判例がある場合には、最高裁判所の判例に従うものとする（3点）。

- (1) B方居間の捜索により発見されたB所有のけん銃の差押え
- (2) 覚せい剤20gが入っていたセカンドバッグの差押え
- (3) マンションの共用部分であるパーティールームの捜索
- (4) Bの通常逮捕
- (5) Bに対する強制採尿

【No. 9】 いわゆる厳格な証明と自由な証明とそれらの対象の組み合わせのうち、正しいものを1つ選べ（2点）。

- (1) 厳格な証明—道路交通法違反被告事件（速度違反）における高速道路の法定速度の上限
- (2) 厳格な証明—正当防衛の成否が争われている傷害被告事件における侵害行為の急迫性
- (3) 自由な証明—殺人被告事件における共謀の有無
- (4) 自由な証明—責任能力の有無
- (5) 自由な証明—傷害被告事件における累犯加重の前提となる前科の有無

【No.10】 裁判所は、窃盗罪で公訴を提起された事件につき即決裁判手続に付す旨の決定をした場合に、裁判所が省略することができるものを1つ選べ（2点）。

- (1) 供述調書の朗読による証拠調べ
- (2) 被告人質問
- (3) 檢察官の論告
- (4) 被告人の最終陳述
- (5) 弁護人の意見陳述

【No.11】 器物損壊被告事件における訴訟条件を1つ選べ（2点）。

- (1) 告訴
- (2) 告発
- (3) 被害届
- (4) 家庭裁判所から検察官への送致
- (5) 刑の時効

【No.12】 鍵の掛かっていない他人の自転車を使用したとして公訴を提起された被告人の事件につき、起訴状に記載する事が許されないものを1つ選べ（2点）。

- (1) 被告人の氏名
- (2) 犯行の日時
- (3) 犯行の場所
- (4) 犯行の方法
- (5) 被告人の前科

【No.13】 公判前整理手続に付された強盗殺人被告事件につき、以下のaからeの順番のうち、正しいものを1つ選べ（3点）。

- a. 檢察官による証明予定事実記載書面の提出
- b. 檢察官による検察官請求証

拠の開示 c. 裁判所による公判前整理手続に付す決定 d. 被告人側による主張関連証拠の開示請求 e. 被告人側による検察官により開示された検察官請求証拠に対する意見表明

- (1) b. c. a. e. d.
- (2) b. c. e. d. a.
- (3) c. e. b. d. a.
- (4) c. a. b. e. d.
- (5) c. b. a. d. e.

【No.14】 刑事訴訟法320条1項にいう伝聞法則に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例の立場につき、正しいものを1つ選べ。刑事訴訟法は本問冊子の末尾を参照のこと（4点）。

- (1) 伝聞法則は、伝聞証拠の証拠能力を否定することを内容とし、被告人の反対尋問権を保障するものであるから、当該証拠が伝聞証拠であるかどうかは、裁判所が裁量により認めることができる。
- (2) 伝聞法則は、伝聞証拠の証拠能力を否定することを内容とし、原供述者の供述の信用性を保障するものであるから、原供述者の供述が問題となる場合には、全て伝聞証拠となる。
- (3) 被告人が路上において被害者に対して「私は超能力者だ、金を出さないと、今すぐ、お前の家を宇宙船で攻撃する」と申し向けて恐喝を行った事案において、この被告人の供述の立証趣旨が被告人の責任能力の有無を対象とする場合には、伝聞証拠となる。
- (4) 被告人がAを殺害した事案において、被告人が「Aはもう殺してもいいやつだな」といった発言から、被告人がAに敵意を持っていたことを推測する場合には、Aの供述は伝聞証拠となる。
- (5) 強姦事件の被害者が、「あの人はすかんわ。いやらしいことばかりする」とAに告げたことを内容とするAの公判廷での証言から、被告人がかねて被害者と情を通じたいとの野心を持っていたという事実を認定する場合には、Aの供述は伝

聞証拠となる。

【No.15】 違法に収集された証拠物の証拠能力に関するいわゆる違法収集証拠の排除法則に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例の立場につき、正しいものを1つ選べ（4点）。

- (1) 違法収集証拠の排除法則の実定法上の根拠は、憲法及び刑訴法になんらの規定もおかれていないので、憲法の理念を具体化したものが刑事訴訟法であることから、憲法上の解釈に委ねられている。
- (2) 違法収集証拠の排除法則により証拠物の証拠能力を否定するかどうかの基準は、証拠物の押収等の手続に憲法35条及びこれを受けた刑訴法218条1項等の所期する令状主義の精神を没却するような重大な違法があるか、または、その証拠を証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合のどちらかが必要とされる。
- (3) 窃盗罪の被疑事実でAを逮捕する際に、警察官Bらは逮捕時にAに逮捕状を呈示せずに、逮捕状の緊急執行もしなかったが、その後、警察署においてAが任意に尿検査に応じた場合、BらがAを窃盗罪の被疑事実で逮捕する際の手続的な違法を糊塗するため、逮捕状へ虚偽事項を記入し、内容虚偽の捜査報告書を作成し、更には、公判廷において事実と反する証言をしていても、Aの逮捕は、既に発付された令状に基づいて行われていることから、令状主義の精神を潜脱し、没却するような重大なものであるとは評価できず、任意に尿検査に応じて作成されたAの尿鑑定書の証拠能力を肯定することができる。
- (4) 宅配便を用いた覚せい剤取引に対する事案において、警察官らは、検証令状によらずに、配達途上にある荷物を、宅配業者の営業所の同意のみを得てエックス線検査を行い、それにより得られた写真及びそれ以外の捜査の結果得られた証拠を疎明資料として発付された捜索差押許可状により覚せい剤を差し押さえた。この場合は、検証令状によらずに行われた違法なエックス線検査と覚せい剤の間には関連性があるので、捜索差押許可状の疎明資料に違法なエックス線検査によって得られた証拠以外の証拠があっても、その覚せい剤の証拠能力を肯定すること

はできない。

(5) 勾留質問は検査官とは別個独立の機関である裁判官によっておこなわれ、しかも勾留質問手続では被疑事件に対し被疑者に自由な弁解の機会を与えていくのだから、その逮捕が違法な別件逮捕中の自白を資料として発付された逮捕状によるものであっても、他に特段の事情のない限り、勾留質問調書の証拠能力は否定されるものではない。

警察官職務執行法

第2条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていると認められる者を停止させて質問することができる。

刑事訴訟法

第319条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることはできない。

② 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

③ 前2項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第320条 第321条乃至第328条に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

② 第291条の2の決定のあった事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに意義を述べたものについては、この限りでない。

第321条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができます。

(1) 裁判官の面前（第157条の4第1項に規定する方法による場合を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異った供述をしたとき。

- (2) 檢察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異った供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。
- (3) 前2号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。
- ② 被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。
- ③ 檢察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。
- ④ 鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第321条の2 被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第157条の4第1項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第1項の規定にかかわらず、証拠とすることができます。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

- ② 前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第305条第4項ただし書の規定は、適用しない。
- ③ 第1項の規定により取り調べられた調書に記録された証人の供述は、第295条第1項前段並びに前条第1項第1号及び第2号の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第322条 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができます。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第319条の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることはできない。

- ② 被告人の公判準備又は公判期日における供述を録取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第323条 前3条に掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

- 1 戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外国の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面
- 2 商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面
- 3 前2号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面